

令和元年度

第2回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 令和元年5月9日（金） 午後1時30分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案1 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案2 農地法第3条の規定による許可について

議案3 農用地利用集積計画（平成31年5月31日公告）の決定について

議案4 農地法第5条の規定による許可について

議案5 非農地証明申請について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀		○

農地利用最適化推進委員の出席状況

長岡委員

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	石田 泰清		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	宮野さほり		○	出張所長	石田豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原直人		○
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				係長	坂口 登		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	山口 博昭		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、令和元年度第2回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 23 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。9番森兼委員、10番前田委員の両委員さんを指名します。

両委員さん、よろしくお願ひします。

議長：それでは、議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局長(本庁)：(別紙により応募者の応募内容を読み上げて説明)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

議案1 「農地利用最適化推進委員の委嘱について」提案のとおり委嘱することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定しました。

議 長：つづきまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号1から5について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

16番高坂委員 受付番号1について理由の記述がおかしくないか。

事務局「現在の貸し手である譲受人に売買を申入れ合意となった。」ということです。

議 長：そのほかありませんか。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号1から5について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第3条の規定による許可について」

受付番号1から5を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画(5月31日公告)の決定について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成31年4月期の申出分については、別紙「令和元年5月31日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7 番三吉委員 ○○生産組合の経営内容等を教えてください。

事務局 経営内容はこれまで○○生産組合という任意団体として地権者からそばの生産等を受託していました。平成 30 年度末に株式会社として法人化され事業を引き継がれました。

法人になる前の作業受託面積は正確な数値ではないですが概ね 30 ヘクタールだったと思います。今回、賃借権の設定としてそのうち約 13 ヘクタールを利用権設定に移行していくものです。

9 番森兼委員 この団体は、15 年ぐらい前から、活動されている団体で、今回法人化をされました。引き続きそば作付面積拡大を図られていくと聞いております。

7 番三吉委員 認定農業者となっておられないのか。また、農地中間管理事業での制度活用は検討されなかったのか。

事務局 認定農業者については申請中です。

議 長 地域の委員さんから何か意見がありますか。竹森委員どうですか。

11 番竹森委員 農業者の方が減ってくる中で、農地をこのように集積いただくのはありがたいと思います。

10 番前田委員 米の生産を一定の制限がされる中で、転作作物での農地の活用を中心に農地を守り、また、農政の支援制度活用もされているものと思います。

9 番森兼 休耕田にならないよう転作作物での農地の活用を図られています。牧草を栽培される畜産農家も限られる中で遊休農地の防止に協力していただいていると思います。法人化されてまだ間もないところであり今後、農地中間管理事業制度活用も検討されるものと思います。

議 長 地域によって農地の守り方は、様々あると思います。ただ、三吉委員のおっしゃったのは、せっかくがんばっておられるのに制度活用して何かメリットがあったのではないかという趣旨であったかと思えます。私ども委員も、制度を熟知して農家の方へ農政のメリットがあるものは伝えられるようにしていきましょう。

議 長 そのほかないようでしたら採決に移りたいと思いますがいかがでしょうか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第 4 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号 1 から 11 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 1

位 置 等 : 説明資料の 3 ページと 4 ページに記載

転用事由 : 太陽光発電設備

資金計画 : 全額自己資金

他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号2

位置等：説明資料の3ページと5ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号3

位置等：説明資料の3ページと6ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号4

位置等：説明資料の3ページと7ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号5

位置等：説明資料の3ページと8ページに記載
転用事由：駐車場
資金計画：全額自己資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：都市計画区域の用途指定区域（除外不要）

受付番号6

位置等：説明資料の3ページと9ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号7

位置等：説明資料の3ページと10ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金

他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号8

位置等：説明資料の3ページと11ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号9

位置等：説明資料の3ページと12ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号10

位置等：説明資料の3ページと13ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

受付番号11

位置等：説明資料の3ページと14ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額自己資金
他法令：事業計画認定済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外済

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。「農地法第5条の規定による許可申請について」
受付番号1から11までを一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声)

議長：それでは、受付番号1から11について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長：挙手全員決定されました。

議 長：続きまして、議案第 5 号「非農地証明について」を上程します。なお、受付番号 10 については、取り下げとなりました。

受付番号 1 から 9 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

受付番号 1

位置等：説明資料の 3 ページと 15 ページに記載

潰廃事由：申請地のうち 2 筆については、平成 18 年頃耕作者であった母が死亡したことにより耕作しなくなり隣地の山林と一体化し山林化している。1 筆は昭和 40 年代に既に耕作をされておらず原野化している。1 筆は昭和 63 年頃まで借りて作ってくれる人がいたが、同年頃に耕作者がいなくなり原野化

現地確認：現地はカヤ、雑木、笹などが繁茂し農地として復旧することが困難

受付番号 2

位置等：説明資料の 3 ページと 16 ページに記載

潰廃事由：この農地は、耕作道がなく、機械がはいらないため労働力不足により耕作していなかった、一部隣地の集合住宅の住民車の乗り入れや資材置き場として利用していた。

現地確認：現地は、雑草が生い茂り、一部は土砂の持ち込みがされるなど資材置き場として利用されており農地として復旧することが困難

受付番号 3

位置等：説明資料の 3 ページと 17 ページに記載

潰廃事由：転用目的の方へ許可を受け農地を分筆し売却したがその後、平成元年頃から残地となった申請地は耕作しなくなり現在に至る。

現地確認：現地は隣接する農地と駐車場にはさまれ雑草が生い茂り、一部は駐車場と一体化している状態で農地として利用、復旧することが困難

受付番号 4

位置等：説明資料の 18 から 20 ページに記載

潰廃事由：昭和 50 年頃から労働力不足により耕作をやめ現在は原野になっている。

現地確認：現地は雑草、雑木が植生し原野となっており農地として復旧することが困難

受付番号 5

位置等：説明資料の 18 ページと 21 ページに記載

潰廃事由：1 筆は昭和 20 年頃柿木を植えていたが管理が行き届かず原野化した。もう一筆は、昭和 30 年頃鶏舎を立てていたが平成 10 年頃に、会社の倉庫用地として貸してしまった。

現地確認：現地はいずれも原野、宅地となっており農地として復旧することが困難

受付番号 6

位置等：説明資料の 18 ページと 22 ページに記載

潰廃事由：昭和 30 年頃鶏舎を立てていたが平成 10 年頃に会社の倉庫用地として貸してしまった。

現地確認：現地は宅地となっており農地として復旧することが困難

受付番号 7

位置等：説明資料の 18 ページと 23 ページに記載

潰廃事由：昭和 30 年頃農作業倉庫を建てていたが、平成 10 年頃会社の事務用地として貸し出してしまった。

現地確認：現地は宅地として利用されており農地として復旧することが困難

受付番号8

位置等：説明資料の18ページと24ページに記載

潰廃事由：昭和30年頃農作業倉庫を建てていたが、平成10年頃会社の事務用地として貸し出してしまった。

現地確認：現地は宅地として利用されており農地として復旧することが困難

受付番号9

位置等：説明資料の25ページと26ページに記載

潰廃事由：機械が入らず労働力不足により平成19年頃から耕作をやめたため原野化した。

現地確認：現地は草木が繁茂し農地として復旧することが困難

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

9番森兼委員 受付番号2番であるが、近くに大型農家があるがその方への集積状況など経過がわかれば教えてほしい。水利の状況を教えてほしい。

3番迫広委員 経過は直接にきいていないのでわからないが、現状は、一部土が盛られている状態であり、廻りが建設業者の資材置き場や住宅に囲まれ大型農機具が入る作業道がない状態で利用するのが困難な状況であった。このほ場へ入る水路は荒廃しておりました。

議長：そのほかございますか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号1から9を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、受付番号1から9について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議長：それではその他の事項に入らせていただきます。まず、4月11日 平成31年度全国情報会議に出席しましたので松長委員から報告します。※会長、松長氏が出席、松長氏表彰報告を行う。

議長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(事務局長 説明 以下 概略)

議長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後3時29分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和元年5月9日

議長
(道下和子) _____

9番委員
(森兼 貢) _____

10番委員
(前田耕廣) _____